

電気需給約款等変更に関するお知らせ

当社のずっとも電気をご契約いただいているお客さまにつきましては、2018年4月1日以降、以下の通り電気需給約款等を一部変更いたしました。また、2018年4月の電気計量日より、ご契約の電気料金メニューの適用期間が更新となりました。それに伴い、電気事業法にもとづきその内容をお知らせします。

なお、電気料金単価の変更や、これらに伴いお客さまに行っていただくお手続きはありません。

■ 変更の対象となる電気需給約款等

電気料金メニュー定義書（ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3）
付帯メニュー定義書（ガス・電気セット割）

■ 主な変更の概要

- ずっとも電気1の最低月額料金^{※1}を廃止。それに伴い、基本料金と電力量料金等の合計が0円を下回る場合の特例^{※2}を追加（電気料金メニュー定義書【ずっとも電気1】6(3)）
- 料金メニュー変更時の条件（期間）^{※3}を追加（電気料金メニュー定義書【ずっとも電気2】9(2)、電気料金メニュー定義書【ずっとも電気3】9(2)）
- 基本料金を日割計算する際の割引額の日割計算方法を変更^{※4}（付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割】5）。
- 「ガス・電気セット割」の名称を「ガス・電気セット割（定額A）」と変更。

■ 更新内容

- 2018年4月の電気の計量日より、翌年4月の電気の計量日の前日までご契約の電気メニューの適用期間を更新。

- ※1 基本料金と電力量料金の合計が540円（税込）を下回る場合は、その1か月の電気料金は、540円（税込）と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とする定め。
- ※2 基本料金と電力量料金の合計が0円を下回る場合は、その1か月の電気料金は、再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとする定め。
- ※3 やむを得ない場合を除き、お客さまが電気料金メニューを新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、電気料金メニューを変更できないとする定め。
- ※4 割引後の基本料金を日割計算する方法から、日割計算後の基本料金から日割計算後の割引額を差し引く方法へ変更。なお、変更後の割引額の日割計算方法は、以下の場合（使用期間に2018年3月が含まれている場合を含む）にも適用。
 - ①使用開始後の初回の検針日が2018年4月である場合
 - ②2018年4月に付帯メニューの適用を廃止する場合

以上